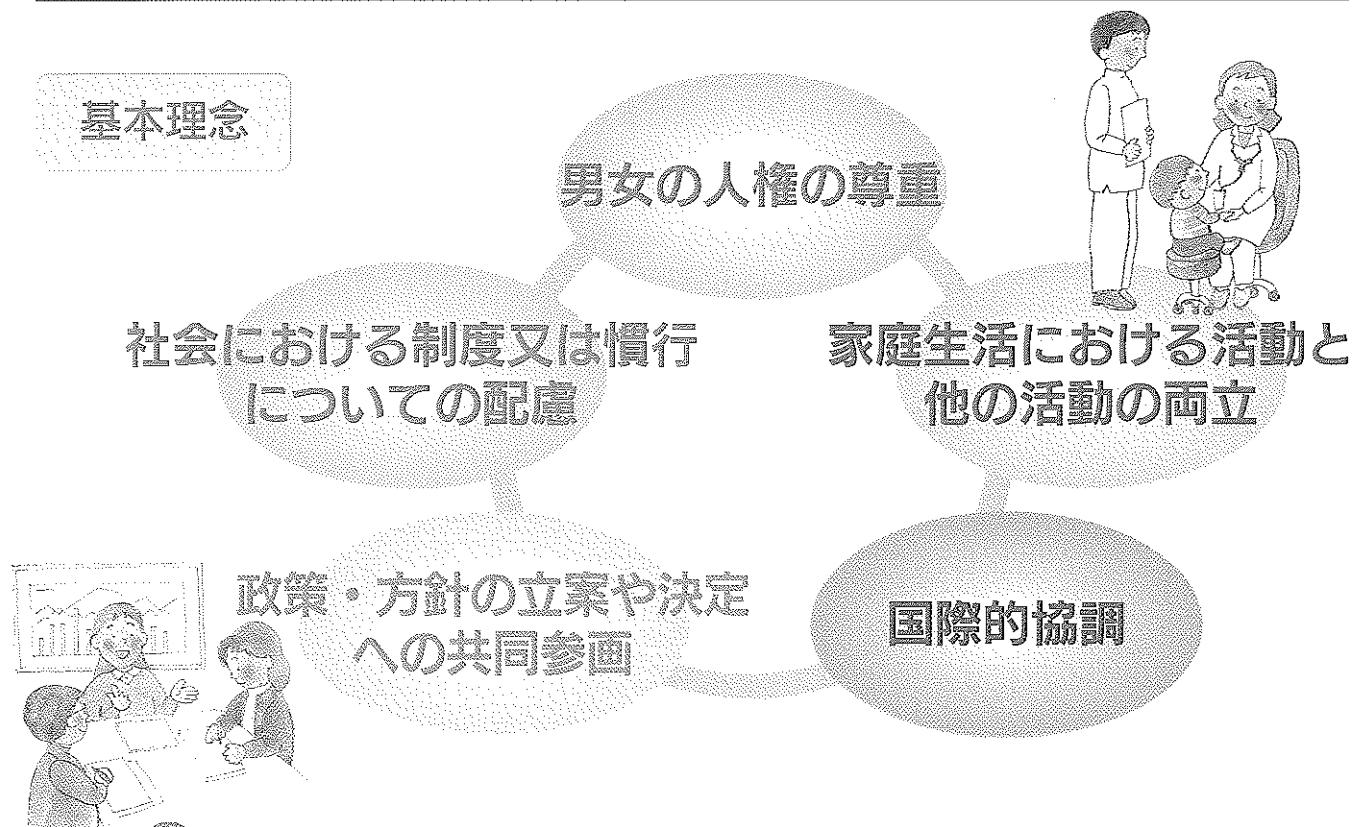


佐賀県男女共同参画推進条例の概要



① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

② 社会における制度又は慣習についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣習について考えていきましょう。

③ 政策・方針の立案や決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画することができるようにしていきましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員としてお互いに協力し、社会の支援も受けながら、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事も、学習も、地域活動もできるようにしていきましょう。

⑤ 国際的協調

国際社会の一員として国際的に連携・協力しあい、男女共同参画社会の形成に努めていきましょう。

佐賀県男女共同参画推進条例の概要

責務

男女共同参画は、県が取り組むだけでは前に進みません。そこで、条例では県・県民・事業者のそれぞれが果たすべき責務について規定しています。

県の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。
- 男女共同参画の施策の推進に当たっては、市町、県民及び事業者と連携・協力して取り組みます。

県民の責務

- 職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

事業者の責務

- 事業活動に関し、男女共同参画を推進するよう努めましょう。
- 県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

性別による権利侵害の禁止

条例では性別による差別や暴力の禁止について規定しています。

① 性別による差別的取扱いの禁止

性別による差別的取扱いが個人の権利の侵害であり、男女共同参画の妨げになるものであることを確認、禁止し、全ての人が遵守することを規定しています。

② セクシュアル・ハラスメントの禁止

雇用の場も含め学校、地域社会、団体などの全ての場において、セクシュアル・ハラスメントは禁止されるものであることを明確に規定しています。

③ 男女間における暴力的行為の禁止

男女間における身体的・精神的な苦痛を与える暴力行為は違法であることを条例に明示しています。